

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令及び e - 文書省令の一部を改正する省令の施行等について、栃木労働局長より令和 3 年 2 月 15 日付け [栃労発基 0215 第 5 号](#)をもって、会員への周知依頼がありました。

今般の改正省令は、令和 2 年 4 月 22 日に公布された溶接ヒューム等に係る改正の一部を再改正するものです。

詳細は、以下をご覧ください。

○ [令和 2 年 4 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正](#)